

○厚生労働省告示第三百八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第1のAの6の(1)の表のグルホシネートの項中 「セロリ」 0.2  
ppm 「」を 「セロリ」 0.2ppm 「」に 「ほうれんそ  
みつば」 0.2ppm  
う 「」を 「ほうれんそう  
0.1ppm 「」を 「たけのこ  
「」に 「その他のベリー類果実」 0.1ppm 「」を 「その  
0.1ppm  
0.2ppm  
他のベリー類果実 「」に 「茶  
0.5ppm 「」に 「茶  
「」を 「茶  
0.3ppm 「」を 「ホップ」 0.3ppm 「」に  
0.2ppm

改める。